

外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定及び上場外国株の多様化等に向けた規定整備について

平成 17 年 10 月 26 日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

当取引所では、本年 4 月に個人情報の保護に関する法律が全面施行されたことにより、住所・氏名等の個人データを取り扱う事業者が当該個人データを第三者に提供する場合には、本人からの同意取得が義務付けられたことに伴い、顧客は、外国税務当局への税金還付手続き等、外国株券振替決済制度において必要となる個人データの第三者への提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとし、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。(2. 概要 (1)、(2))

また、当取引所では、本年 6 月に外国会社向けの上場制度等を創設し、海外の企業に対し日本市場での上場による資金調達の手を開いたところであるが、今後想定される様々な国・地域の会社の株券の上場など、上場銘柄の多様化に対応するため、外国証券取引口座に関する約款で規定すべき内容等について、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。(2. 概要 (3) ~ (5))

2. 概 要

項 目	内 容	備 考
(1) 配当金等に課せられる源泉徴収税に係る諸手続を行う場合	・外国証券の配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用・還付等の手続を行う場合の現地税務当局・現地保管機関等に対する当該手続に必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を、外国証券取引口座に関する約款に定めることとする。	
(2) 有価証券報告書等法令に基づく書類作成等を行う場合	・外国証券の発行者が有価証券報告書の作成や実質株主向けの情報提供等を行うために必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を、外国証券取引口座に関する約款に定めることとする。	

項 目	内 容	備 考
(3) 配当等の処理 (4) 議決権の行使 (5) 新株引受権の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・外国株券振替決済制度においては、配当その他の金銭の分配が行われる場合、現地通貨を日本国内に送金した後に円貨に交換して実質株主に支払うこととしているが、現地通貨の日本国内への送金が困難な国・地域の会社の上場を視野に入れ、日本国外で円貨への交換を行う取扱いについて定めることとする。 ・現行制度では、株主総会における議決権は、顧客の指示により決済会社が行行使することとし、本国の法令等により決済会社が議決権を行行使できない場合は、決済会社を通じ顧客が所定の書類を発行会社に送付することにより行行使することとしている。しかしながら、今後、一部の国・地域では、議決権の不統一行行使が認められないケースや、法令上実質株主が直接議決権を行行使することができるケースが考えられることから、こうした場合には決済会社が議決権行使の方法を別に定めることができる旨の特例を定めることとする。 ・現行制度では、当取引所が主たる市場でない銘柄に係る新株引受権については、顧客が引受けを希望しない場合等においては決済会社がこれを売却することとしているが、一部の国・地域では、新株引受権の売却市場が存在しないなどにより売却が実行できない場合には、当該新株引受権が失効することとなる旨を明記することとする。 	

3. 実施時期

平成 18 年 1 月上旬を目途に実施する。

以 上